

檜原村職員等の懲戒処分について（令和7年9月30日）

地方公務員法及び檜原村職員等の懲戒処分に関する指針に基づき、下記のとおり職員等の懲戒処分を行ったので公表します。

事案概要	令和7年9月26日（金）午前11時30分頃、勤務時間中に民有敷地に無断で立ち入り、農作物を窃盗し販売しようとしたもの
所属	総務課
職名	会計年度任用職員
年齢	70歳
処分内容	免職
処分年月日	令和7年9月30日

事案概要	上記事案の管理監督責任
所属	総務課
職名	課長
年齢	56歳
処分内容	戒告
処分年月日	令和7年9月30日

【村長コメント】

当村職員がこのような事案を起こしたことは、皆様の信頼を著しく損なうものであり、村民の皆様へ深くお詫び申し上げます。

今後、これまで以上の法令順守と服務規律の徹底に取り組み、信頼回復に努めてまいります。